平成２７年（再イ）第１９号

熊本県菊池郡大津町大字大林1094番地７　シエル大津　201号、前住所長崎県西彼杵郡長与町本川内郷1596番地１

再生債務者　倉本　裕介

１　決議に付する再生計画案　平成27年９月18日付け再生計画案

２　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年10月20日

３　再生計画案に対する回答期間　平成27年10月20日まで

平成27年10月６日

熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（再イ）第１８号

熊本市中央区黒髪６丁目29番48号　ブルネット101号

再生債務者　畠山　大樹

１　決議に付する再生計画案　平成27年９月８日付け再生計画案

２　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年10月21日

３　再生計画案に対する回答期間　平成27年10月21日まで

平成27年10月７日

熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（再イ）第９号

長崎県長崎市桜馬場１丁目12番23号

再生債務者　松添英一郎

１　決議に付する再生計画案　平成27年９月９日付け再生計画案

２　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年10月23日

３　再生計画案に対する回答期間　平成27年10月23日まで

平成27年10月７日

長崎地方裁判所民事部個人再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２７年（再イ）第９号

北海道小樽市花園３丁目23番17号

再生債務者　中谷　均

１　主文　本件再生手続を廃止する。

２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。

平成27年10月６日　札幌地方裁判所小樽支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２７年（再ロ）第６号

大阪府富田林市須賀１丁目６番３―205号

再生債務者　尾崎加津子

１　決定年月日時　平成27年10月６日午後４時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成27年11月４日まで

４　一般異議申述期間　平成27年11月10日から平成27年11月24日まで

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２７年（再ロ）第２号

青森県黒石市追子野木２丁目309番地４　ニューシティ103号

再生債務者　折笠　公太

１　意見聴取に付する再生計画案　平成27年10月２日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成27年10月28日まで

平成27年10月７日　青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（再ロ）第１号

岐阜県海津市南濃町安江2314番地116

再生債務者　森本　隆

１　意見聴取に付する再生計画案　平成27年９月28日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成27年10月28日まで

平成27年10月７日　岐阜地方裁判所大垣支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２７年（再ロ）第１号

新潟県柏崎市新赤坂４丁目４番37―203号　ミルズテラスハウスⅠ

再生債務者　田畑　和浩

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成27年９月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年10月６日

新潟地方裁判所長岡支部再生係

警察共済組合定款の一部変更について

警察共済組合定款の一部を次のように変更する。

平成27年９月30日　警察共済組合理事長　吉村　博人

第18条第６号を削る。

第19条第５号を削る。

第20条中「及び特例継続組合員」を削り、「、法第70条の２第１項ただし書及び第70条の３」を「、法第70条の３」に改める。

第21条の表傷病手当金附加金の項支給条件の欄第２号中「給料若しくは俸給又は運営規則で定める仮定給料の全部又は一部」を「報酬」に、「給料若しくは俸給又は運営規則で定める仮定給料」を「報酬」に改め、「に法68条第１項に規定する政令で定める数値を乗じて得た金額」を削り、「給料等」を「報酬」に改め、同欄第３号中「障害共済年金の支給」を「障害厚生年金（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金をいう。以下この項において同じ。）の支給」に改め、「又は退職老齢年金給付」の次に「（法第68条第６項に規定する退職老齢年金給付をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「、法第68条第４項に規定する障害共済年金の額又は法第68条第６項に規定する」を「、障害厚生年金の額又は」に、「障害共済年金日額」を「障害厚生年金日額」に改め、同欄第４号中「傷病手当金の支給に係る傷病について障害一時金」を「傷病手当金の支給に係る傷病について障害手当金（厚生年金保険法による障害手当金をいう。以下この項において同じ。）」に、「当該障害一時金」を「当該障害手当金」に改め、同項給付額の欄中「給料日額」を「標準報酬の日額」に改め、「に法68条第１項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額」を削り、同欄第１号中「給料若しくは俸給又は運営規則で定める仮定給料の全部又は一部」を「報酬」に、「給料等」を「報酬」に改め、同欄第２号中「障害共済年金の支給」を「障害厚生年金の支給」に、「障害共済年金日額」を「障害厚生年金日額」に改め、同欄第３号中「障害一時金」を「障害手当金」に改める。

第24条第３項を第４項とし、同条第２項中「、施行令第48条第３項各号に掲げる額のうちいずれか少ない額」を「、施行令第46条の２の規定による標準報酬の月額」に、「、同項各号に掲げる額のうちいずれか少ない額」を「、同条の規定による標準報酬の月額」に改め、ただし書を削り、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　施行令第46条の２第１号に規定する組合の定款で定める割合は、100分の30とする。

第27条中「、長期経理」を「、厚生年金保険経理、退職等年金経理」に改め、「、退職等年金給付業務経理」を削り、「および」を「及び」に改める。

第28条第２号中「長期経理」を「厚生年金保険経理」に改め、同号の次に次の１号を加える。

⑶　退職等年金経理　553円

第30条中「または」を「又は」に、「および支払い、福祉施設の運営」を「、裁定その他の処分及び給付金の支払い並びに福祉施設の運営」に、「および」を「及び」に改める。

附則第10項中「第８項」を「第10項」に改め、同項を附則第12項とし、附則第９項を附則第11項とし、附則第８項中「および」を「及び」に改め、同項を附則第10項とし、附則第７項を附則第９項とし、附則第６項の次に次の２項を加える。

７　組合は、当分の間、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第75条の２第１項に規定する地方の組合の経過的長期給付に関する事業（次項において「経過的長期給付事業」という。）を行う。

８　組合は、経過的長期給付事業を行う間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第27条	、退職等年金経理	、退職等年金経理、経過的長期経理
第28条	⑶　退職等年金経理　553円	⑶　退職等年金経理　553円 ⑷　経過的長期経理　73円